

無料相談
会員限定
要ご予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10時～12時
12月15日(金)
1月9日(火)
1月19日(金)
2月6日(火)
2月16日(金)

弁護士の
相続
相談会

10時～12時
12月20日(水)
1月17日(水)
2月21日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10時～12時
12月12日(火)
1月16日(火)
2月13日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産
相談会

10時～12時
12月28日(木)
1月25日(木)
2月22日(木)

税理士の
税
相談会

14時～16時
12月21日(木)

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場

納税者センター・青色会館

前号のクイズのこたえ 「金」 金言（きんげん）・金運（きんうん）・金目（かねめ）・金策（きんさく）

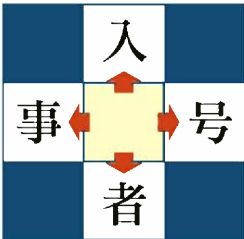
漢字穴埋めクイズ

プレゼントがもらえる！

真ん中の口に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。

ハガキにクイズの答えと、郵便番号・住所・氏名・電話番号・職業・年齢・ご希望の賞品・本紙へのご要望等をご記入の上、下の宛先までご応募ください。

※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。
※先月号のこたえは紙面上部の欄外に記載しています。



ヒント 忘れないようにする

〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

プ
ズ
シ
ベ
ン
ト
A クオカード1,000円分を3名様に
B 箱根ラリック美術館
ご招待券を5組10名様に
締切：2023年12月22日(金)着分迄

医療費控除には 明細書の作成が必要です

令和2年分から領収書の提出はできません！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

医療費控除の明細書の記載例
一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。
（「医療費のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。）

「医療費のお知らせ」 を元に記入	(1) 医療費通知に記載された医療費の額 円	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 円	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 円	円
---------------------	---------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	---

「医療費のお知らせ」に記載のない医療費を、「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入（「医療費のお知らせ」を使わずに、全ての医療費をこちらに記入することも可能）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
青色太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	9,400円
"	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☒ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	1,560円
"	△△薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	700円
青色花子	xx診療所	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住いの市町村にご確認ください。
※会員の方には、今月号に「医療費控除の明細書」を同封します。用紙をお持ちでない方はご利用ください。ただし、記載例を参考に yourself で明細書を作成しても差し支えありません。

詳しい情報は税務署にお問い合わせください

インボイス制度開始後(令和5年10月以降)の インボイス登録申請の概要

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない
免税事業者（提出日において）の場合

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月2日以後にインボイス発行事業者となる場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日を記載できます。
なお、登録希望日は申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を設定します。

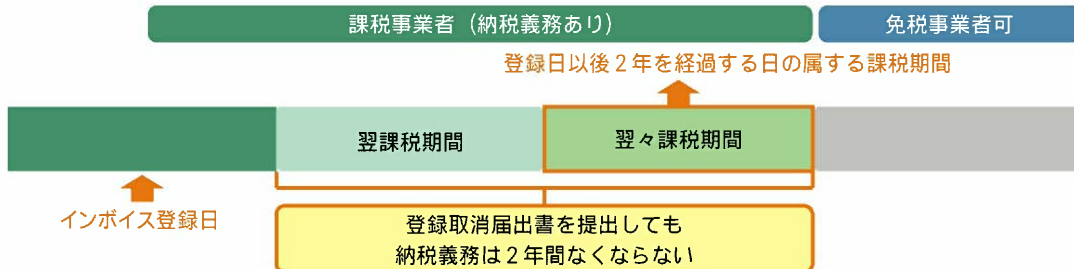
登録希望日を記載すると…

消費税の課税事業者になる日 → 登録希望日

インボイス発行事業者になる日 → 登録希望日

「2年しばり」にご注意ください

令和6年1月1日以降に、経過措置によって「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出のみでインボイス発行事業者（課税事業者）になった後に免税事業者に戻ろうとしても、登録日から2年を経過する日の属する課税期間は免税事業者に戻れません。



簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例

「消費税簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用できる「特例」があります。（免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合）
※令和5年がもともと免税事業者で、インボイス登録申請を行った方は、令和5年12月31日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すれば、令和5年分の申告から簡易課税制度を適用することができます。

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない
課税事業者（提出日及び翌課税期間において）の場合

「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日を記載できません。

消費税の課税事業者になる日 → 既に課税事業者

インボイス発行事業者になる日 → 登録がされた日
（後日通知される登録通知書でご確認ください。）

※令和5年11月初旬の情報です。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けています。

【インボイス制度電話相談センター】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

国税に関する
一般的なご相談は
国税局
電話相談
センターへ！

小田原税務署に電話をします。
TEL:0465-35-4511 月～金 8:30～17:00

自動音声に従って「1」を選択します。

ご相談される内容の番号を選択します。

国税局電話相談センター
国税局の職員がお受けします

お宅のちょっとしたお困りごと

小田原青色共済株式会社「お困りごと110番」が
お手伝いさせていただきます

～お仕事までの流れ～

- お客様からのご連絡
- お困りごとの内容に添った職人の手配（電話にてお知らせ）
- 職人より連絡、日時等打合せ
- 現場でお客様の要望確認、ご相談
- お見積り
- お客様の承諾後作業（キャンセル可能）
- 作業完了
- 代金は直接職人へお支払い

各種リフォーム
屋根修理
網戸・障子・クロス貼替え
畳・水回り修理・廃棄物処理
建物解体などなど



小田原青色共済株式会社
〒250-0012 小田原市本町2-3-24
FAX 0465-22-0936

0465-24-1112
（受付時間 平日9時～17時）

小田原 青色共済

お気軽にお電話下さい



箱根ラリック美術館

小田原青色申告会の
あおいろ 優待サービス

足柄下郡箱根町仙石原186-1 TEL/0460-84-2255
営業時間/9:00～16:00(最終受付15:30)
休館日/毎月第3木曜日(8月は除く)
http://www.lalique-museum.com

きらめきのジュエリーとガラス作品。箱根ラリック美術館では、フランスの工芸作家ルネ・ラリックの生涯にわたる作品に出会えます。パリの美しいアーケード街をイメージしたミュージアムショップ。テラス席が特徴的なカジュアルフレンチレストラン。あなただけの休日を、ぜひ箱根ラリック美術館でお過ごしください。

会員優待料金

入場料割引特典

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

大人 : 1,500円 ▶ 優待料金: 1,400円
高校生・大学生 : 1,300円 ▶ 優待料金: 1,200円
小・中学生 : 800円 ▶ 優待料金: 700円

ご招待券プレゼント

5組10名様
上記の「漢字穴埋めクイズ」にご応募ください。

